

那覇市公報

第 1 6 4 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課）	854
○那覇市介護保険規則の一部を改正する規則（ちゃーがんじゅう課）	856
○那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	857
○那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則の一部を改正する規則（地域保健課）	859

◇告 示◇

○市道の路線認定について（道路管理課）	862
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）	865
○歩行者専用道路の指定に関する告示（道路管理課）	868
○平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）（財政課）	870
○平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（上下水道局企画経営課）	874
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	875
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	876
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	878

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）	880
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	881
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	882
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	883
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について（保護管理課）	884
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）	885

◇ 公 告 ◇

○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）	886
○指定管理者の指定申請について（障がい福祉課）	887
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	889
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	890
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	891
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	892
○那覇市緑化センター指定管理者募集について（花とみどり課）	893
○指定管理者の指定申請について（公園管理課）	895

◇ 議 会 規 則 ◇

○那覇市議会会議規則の一部を改正する規則	897
----------------------	-----

◇消防局訓令◇

○那覇市消防庁舎管理規程を新規制定する訓令…………… 898

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 904

規 則

那覇市規則第27号

平成27年 7 月15日

公 布 済

那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(3歳児の控除額) <u>第2条</u> [略] <u>第3条～第11条</u> [略]	(その他の医療に関する法令の規定) <u>第2条</u> 条例第2条第4号の規則で定める法令の規定は、次に掲げるものをいう。 (1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2、第20条及び第56条第1項</u> (2) <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条及び第21条の4第1項</u> (3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項</u> (4) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条</u> (控除額) <u>第3条</u> [略] <u>第4条～第12条</u> [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第28号

平成27年 7 月15日

公 布 済

那覇市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護保険規則の一部を改正する規則

那覇市介護保険規則(平成12年那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(居宅介護・介護予防サービス費の額の特例) 第11条 条例第3条及び第4条に規定する割合は、100分の97以内とする。 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由等を証する書類を添付して申請を行わなければならない。	(居宅介護・介護予防サービス費の額の特例) 第11条 条例第3条各項及び第4条各項の規定により規則で定める割合は、100分の97以下で市長が定める割合とする。 2 法第50条各項又は第60条各項の規定の適用を受けようとする者は、その事由等を証する書類を添付して申請を行わなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

那覇市規則第29号

平成27年 7 月15日

公 布 済

那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

那覇市食品衛生法施行細則（平成24年那覇市規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（食品衛生責任者の資格等） 第5条 市条例別表の第1第8項第1号に規定する食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 法第48条に規定する食品衛生管理者になることができる資格を有する者 (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条に規定する栄養士の資格を有する者 (3) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師の資格を有する者 (4) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生師の資格を有する者 (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者の資格を有する者 (6) 船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第2条に規定する船舶料理士の資格を有する者 (7)～(8) [略] 2 [略] 3 食品衛生責任者の設置数は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 食品衛生責任者は、政令第35条に規定する営業又は第18条に規定する営業を行う施設につき1人設置すること。ただし、食品の保存、調理、加工、製造若しくは販売（以下「保存等」という。）	（食品衛生責任者の資格等） 第5条 市条例別表第1の第1の第7項第1号及び別表第3の第15項第1号の規則で定める資格要件を満たす者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 法第48条第1項の食品衛生管理者になることができる資格を有する者 (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項の栄養士又は同条第2項の管理栄養士の免許を有する者 (3) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条の調理師の免許を有する者 (4) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条の製菓衛生師の免許を有する者 (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項の食鳥処理衛生管理者になることができる資格を有する者 (6) 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第2条第1項の船舶料理士の資格を有する者 (7)～(8) [略] 2 [略] 3 食品衛生責任者の設置数は、次に定めるところによるものとする。 (1) 食品衛生責任者は、政令第35条各号に掲げる営業又は第19条第1項の特定営業を行う施設につき1人設置すること。ただし、食品の保存、調理、加工、製造若しくは販売（以下「保存等」とい

の工程が複雑な施設又は面積が広い施設、複数の建物を有する施設その他規模の大きな施設にあつては、保存等の工程又は施設の規模に応じた複数の食品衛生責任者を設置すること。 (2)～(3) 〔略〕 4 〔略〕	う。)の工程が複雑な施設又は面積が広い施設、複数の建物を有する施設その他規模の大きな施設にあつては、保存等の工程又は施設の規模に応じた複数の食品衛生責任者を設置すること。 (2)～(3) 〔略〕 4 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

那覇市規則第30号

平成27年 7 月15日

公 布 済

那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則の一部を改正する規則

那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則(平成25年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、<u>那覇市小児慢性特定疾患対策協議会(以下「協議会」という。)</u>の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (担任意務) 第2条 <u>協議会は、次に掲げる事項について協議する。</u> (1) <u>小児慢性特定疾患対象疾患の判定及び治療期間に関すること。</u> (2) <u>小児慢性特定疾患治療研究事業(次号において「本事業」という。)</u>の推進及び評価に関すること。 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、本事業に関すること。</u> (組織) 第3条 <u>協議会は、委員10人以内で組織する。</u> 2 委員は、<u>専門的知識を有する医師のうちから、市長が委嘱する。</u> (会議) 第5条 <u>協議会の会議は、市長が招集する。</u> 2 <u>協議会の会議は、毎月1回開催する。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、7月及び8月並びに市長が必要と認めるときは、月2回以上開催するものとする。</u> (庶務)	<u>那覇市小児慢性特定疾病審査会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、<u>那覇市小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)</u>の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (担任意務) 第2条 <u>審査会は、次に掲げる事項について所掌する。</u> (1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第1項に規定する申請の審査(同条第4項の審査を含む。)に関すること。</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。</u> (組織) 第3条 <u>審査会は、委員10人以内で組織する。</u> 2 委員は、<u>小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、市長が委嘱する。</u> (会議) 第5条 <u>審査会の会議は、市長が招集する。</u> (庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康部地域保健課において処理する。

第6条 審査会の庶務は、健康部地域保健課において処理する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に那覇市小児慢性特定疾患対策協議会の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、平成29年3月31日までとする。

告 示

那覇市告示第 198 号

平成 27 年 7 月 16 日

掲 示 済

市道の路線認定について

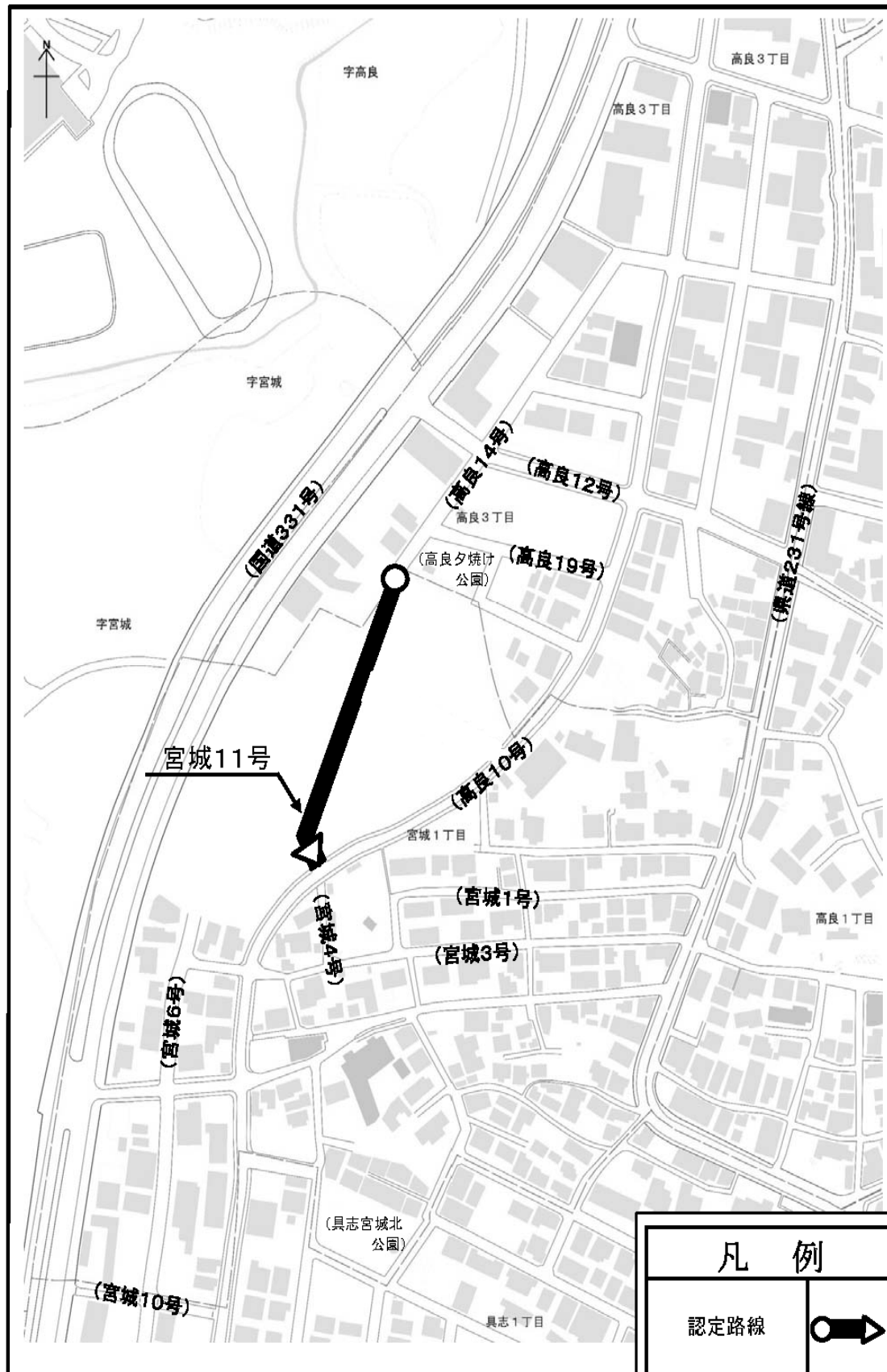
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

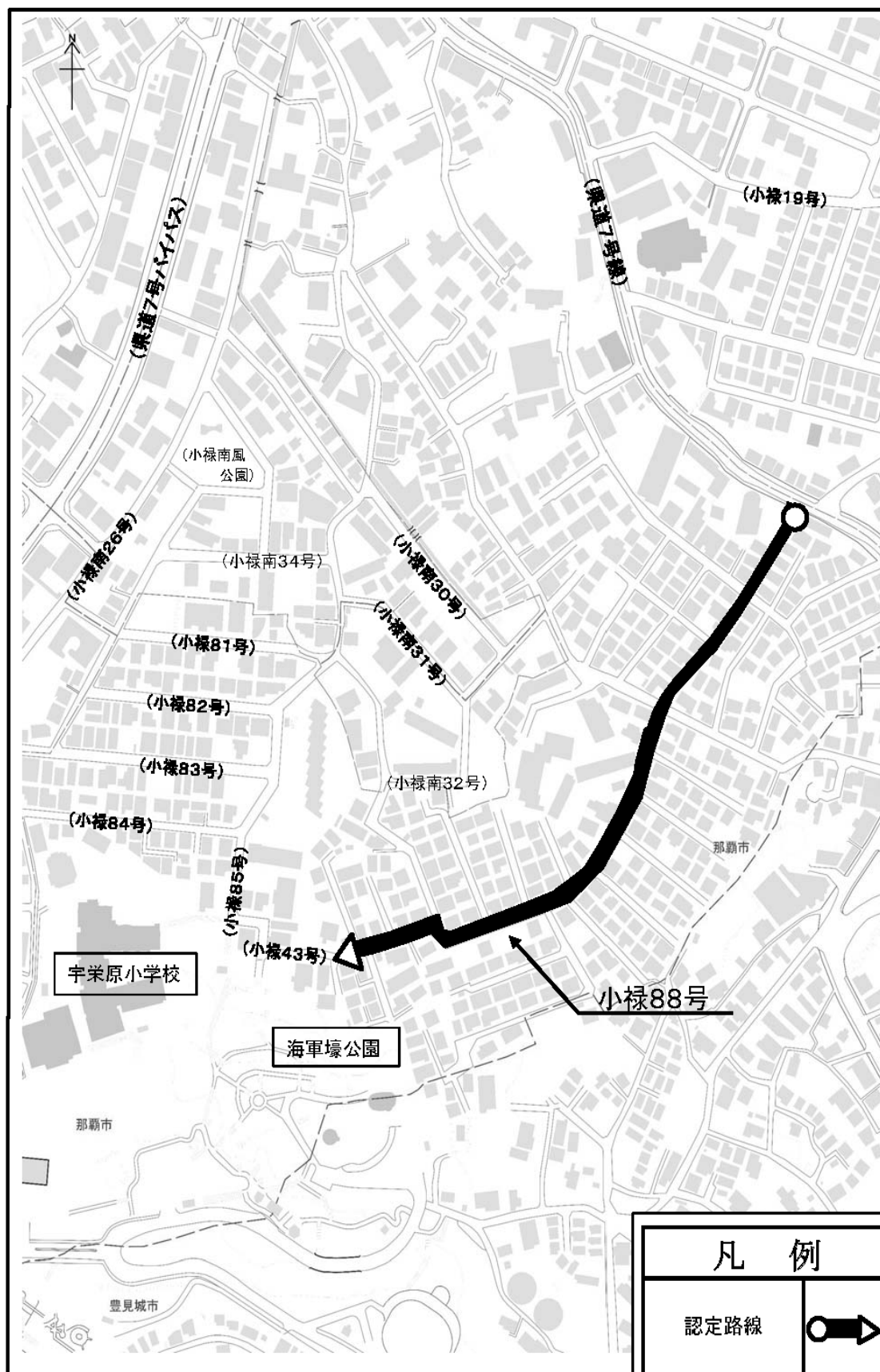
1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2371	宮城11号	宮城 1 丁目42－ 9 宮城 1 丁目42－14	
2372	小禄88号	字小禄1295 字小禄1651－15	

市道の路線認定位置図(参考図①)



市道の路線認定位置図(参考図②)



那覇市告示第 199 号

平成 27 年 7 月 16 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

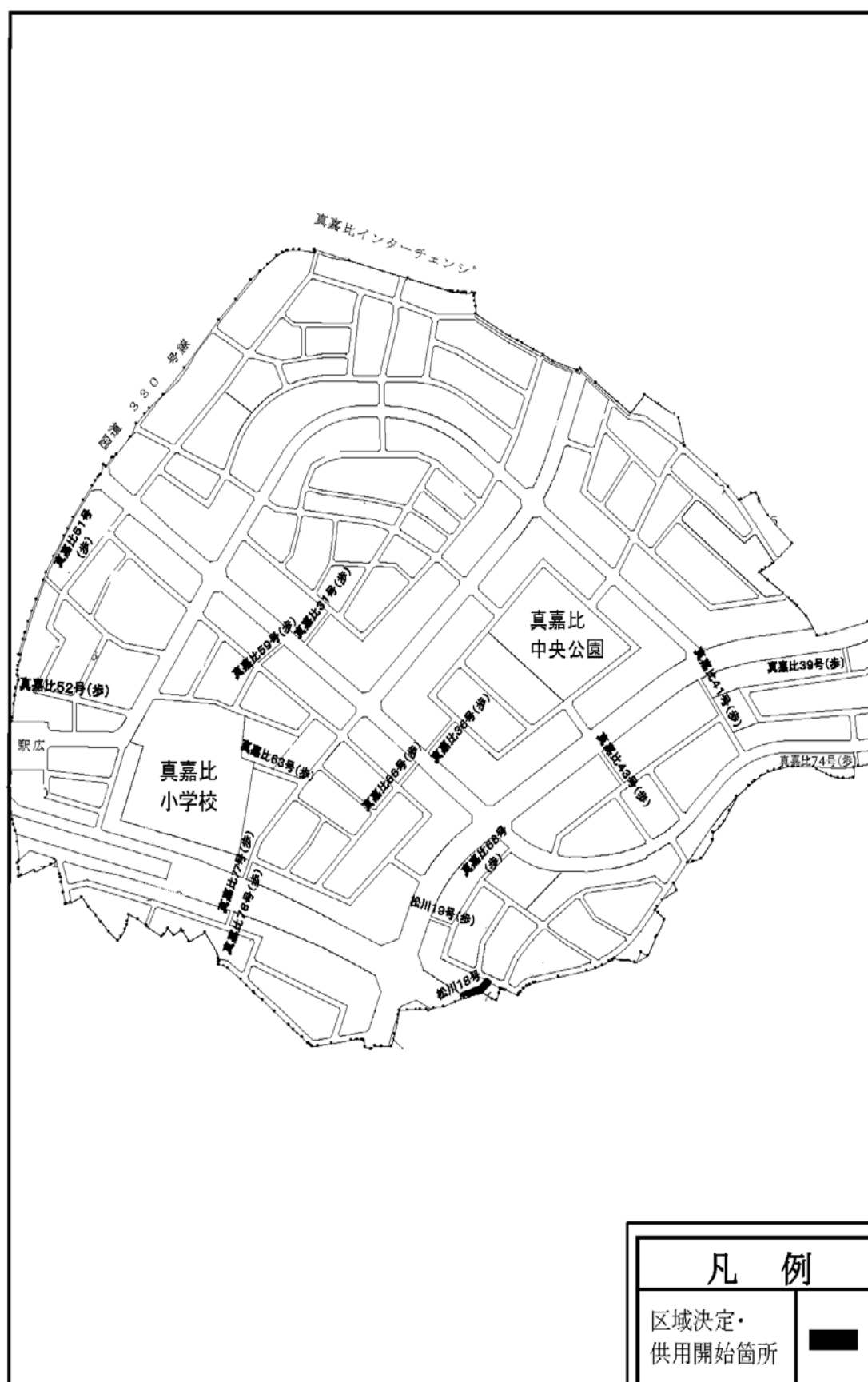
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

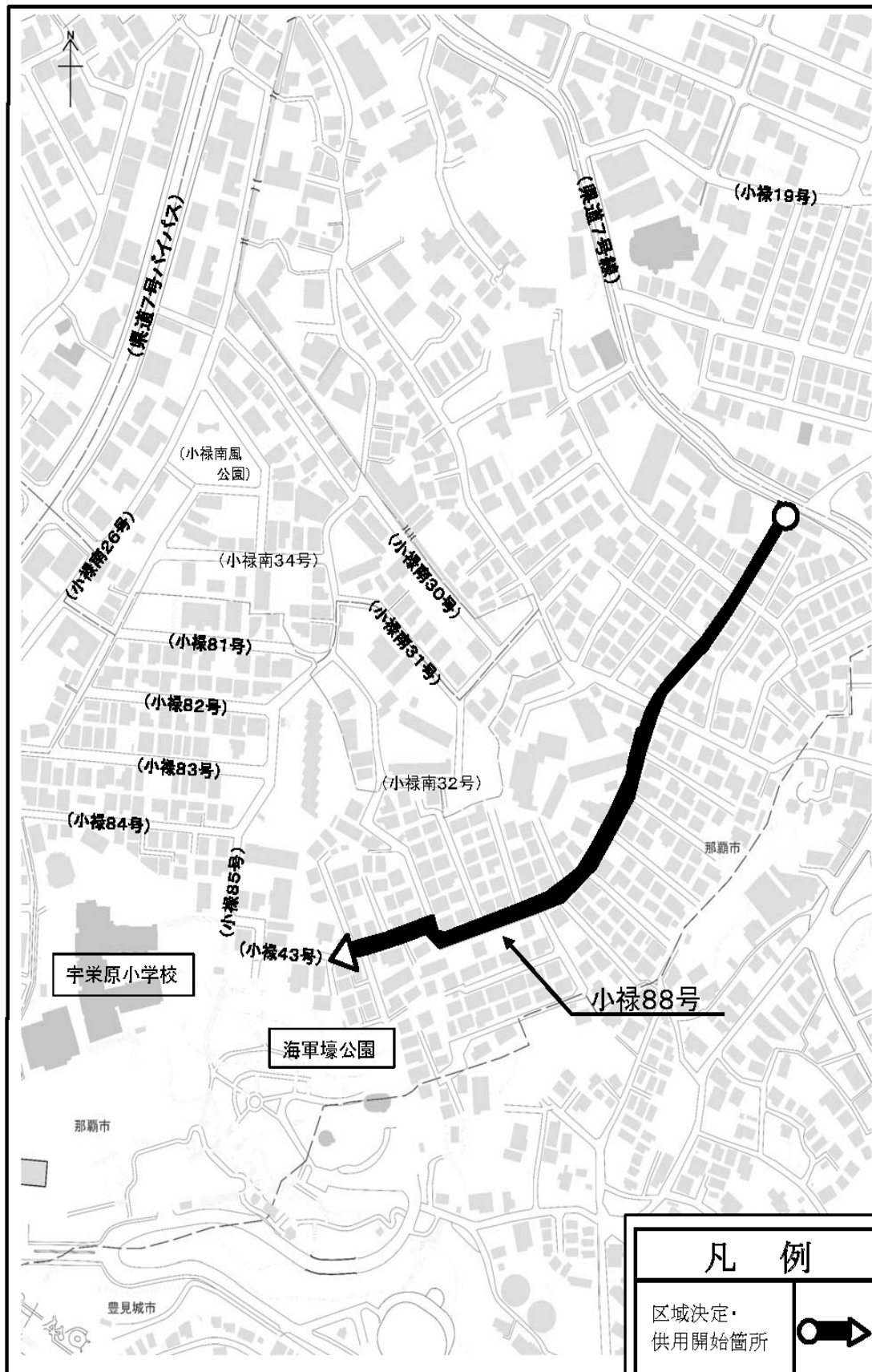
1. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
1683	松川18号	字松川354－3 字松川355－2	30.7	4.0	歩行者 専用道路
2372	小禄88号	字小禄1295 字小禄1651－15	466.0	6.0 ～8.5	

市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図①)



市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図②)



那覇市告示第 200 号
平成 27 年 7 月 16 日
掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 3 項の規定に基づき、本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

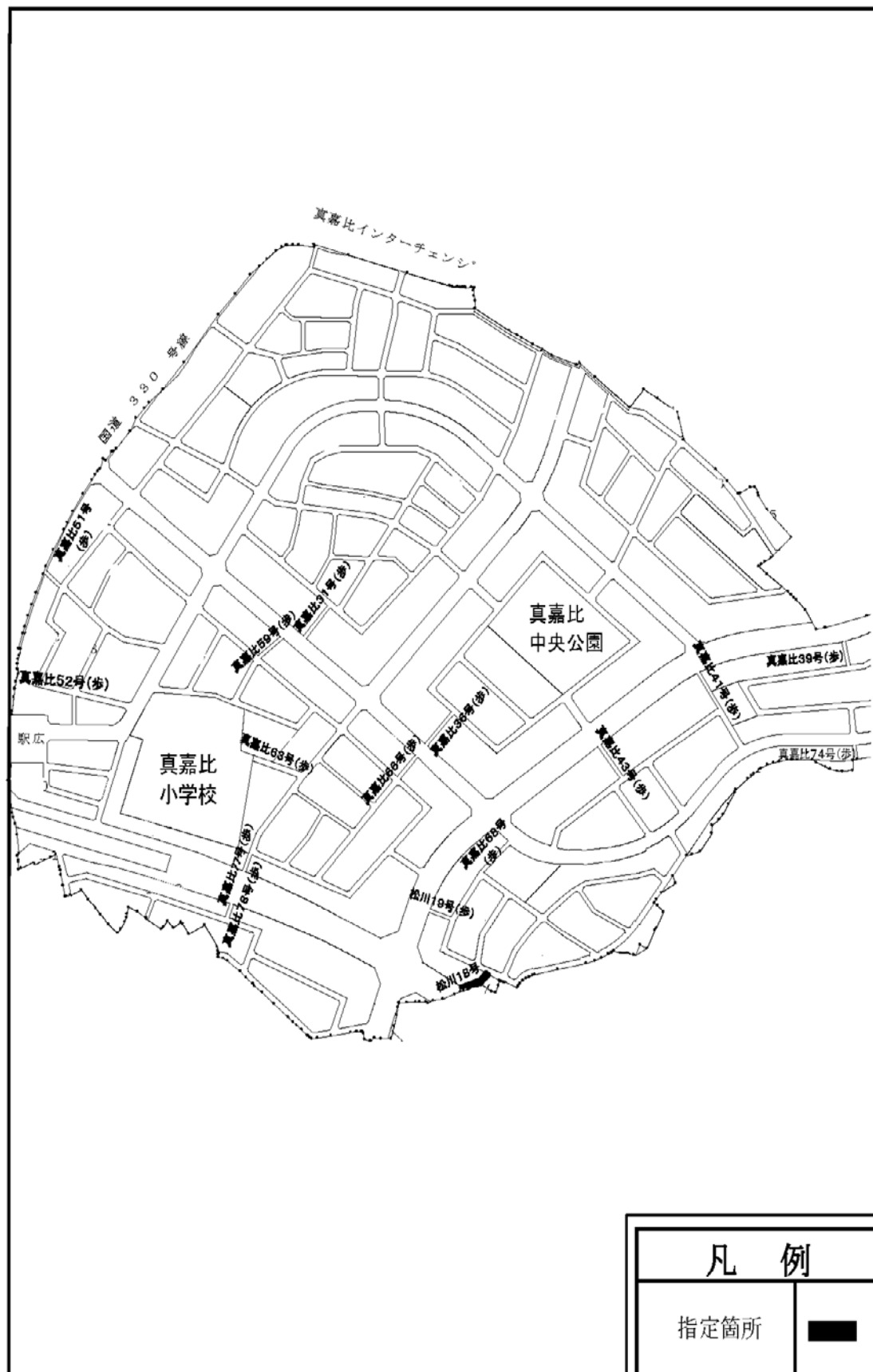
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

歩行者専用道路に指定する路線

整 理 番 号	路 線 名	区 間
1683	松川18号	字松川354－3 字松川355－2

歩行者専用道路の指定位置図(参考図)



那覇市告示第 216 号

平成 27 年 8 月 3 日

平成 27 年(2015 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 161,728 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,808,627 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		1,480,355	15,000	1,495,355
	2 負担金	1,480,354	15,000	1,495,354
14 国庫支出金		33,914,404	136,620	34,051,024
	2 国庫補助金	5,333,324	136,620	5,469,944
15 県支出金		16,796,579	△10,383	16,786,196
	2 県補助金	10,107,012	△10,383	10,096,629
16 財産収入		647,394	268,943	916,337
	1 財産運用収入	369,985	1,009	370,994
	2 財産売却収入	277,409	267,934	545,343

18 繰入金		1, 945, 320	△210, 153	1, 735, 167
	2 基金繰入金	1, 896, 370	△210, 153	1, 686, 217
20 諸収入		1, 796, 716	1, 201	1, 797, 917
	4 受託事業収入	78, 821	192	79, 013
	5 雑入	1, 254, 883	1, 009	1, 255, 892
21 市債		11, 990, 363	△39, 500	11, 950, 863
	1 市債	11, 990, 363	△39, 500	11, 950, 863
歳 入 合 計		134, 646, 899	161, 728	134, 808, 627

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		849, 793	503	850, 296
	1 議会費	849, 793	503	850, 296
2 総務費		8, 043, 145	6, 144	8, 049, 289
	1 総務管理費	5, 842, 935	6, 144	5, 849, 079
3 民生費		66, 571, 606	14, 642	66, 586, 248
	2 児童福祉費	20, 991, 308	11, 825	21, 003, 133
	3 生活保護費	22, 190, 986	2, 817	22, 193, 803
4 衛生費		9, 696, 486	188, 931	9, 885, 417
	1 保健衛生費	5, 634, 635	188, 931	5, 823, 566
7 商工費		1, 052, 719	△17, 085	1, 035, 634
	1 商工費	1, 052, 719	△17, 085	1, 035, 634
8 土木費		17, 168, 310	28, 800	17, 197, 110
	1 土木管理費	477, 552	3, 800	481, 352
	4 都市計画費	9, 011, 649	25, 000	9, 036, 649
10 教育費		12, 987, 835	△60, 207	12, 927, 628
	1 教育総務費	1, 679, 923	192	1, 680, 115
	4 幼稚園費	1, 818, 723	△63, 173	1, 755, 550
	5 社会教育費	1, 374, 457	2, 774	1, 377, 231
歳 出 合 計		134, 646, 899	161, 728	134, 808, 627

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
パレット市民劇場及び市民ギャラリー管理 委託事業（文化振興課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	215, 997

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
上間小区児童クラブ舎建 築事業（工事請負費）（こ ども政策課）	平成 28 年度	34, 176	平成 28 年度	47, 317
上間幼稚園園舎建設事業 （工事監理）（こども政 策課）	平成 28 年度	9, 431	平成 28 年度	10, 578
上間幼稚園園舎建設事業 （工事請負費）（こども 政策課）	平成 27 年度 から平成 28 年度まで	280, 965	平成 28 年度	341, 172

第 3 表 地方債補正
変 更

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
10 教育施設整備事業	1,858,200	証 書 借 入 又は証券 発行	年 5 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,818,700	補正前に 同じ		

那覇市告示第 217 号

平成 27 年 8 月 3 日

平成 27 年（2015 年）6 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 平成 27 年度那覇市下水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	資本的収入	1,666,625 千円	10,000 千円	1,676,625 千円
第 3 項	他会計負担金	520,946 千円	10,000 千円	530,946 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,722,373 千円	10,000 千円	2,732,373 千円
第 1 項	建設改良費	1,526,274 千円	10,000 千円	1,536,274 千円

那覇市告示第 218 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
ライム薬局	南日本薬品株式会社	平成 27 年 5 月 1 日～ 平成 33 年 4 月 30 日
那覇市安謝一丁目 9 番 27 号		
医療法人沖縄聖蹟会 ライフケアクリニック那覇	医療法人沖縄聖蹟会	平成 27 年 5 月 1 日～ 平成 33 年 4 月 30 日
那覇市久茂地二丁目 2 番 2 号 タイムスビル 6 階		
訪問看護ステーション リカバリー	リカバリー沖縄株式会社	平成 27 年 6 月 1 日～ 平成 33 年 5 月 31 日
那覇市字安里 367 番地 5		
泊整形外科	医療法人こがね森会	平成 27 年 6 月 2 日～ 平成 33 年 6 月 1 日
那覇市泊 2 丁目 6 番地 1		
にじいろ歯科クリニック	寺田 健	平成 27 年 6 月 10 日～ 平成 33 年 6 月 9 日
那覇市田原 1 丁目 4 番地 3 ハイツオナガ 102 号室		

たから産婦人科	高良 光雄	平成 27 年 7 月 1 日～ 平成 33 年 6 月 30 日
那覇市字上間 171 番地		
おおた歯科	太田 恭子	平成 27 年 7 月 15 日～ 平成 33 年 7 月 14 日
那覇市泉崎二丁目 1 番 6 号 2 階		

那覇市告示第 219 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
スマイル薬局 古島店		平成 27 年 4 月 1 日
管理者	小野加那恵（又吉智賀子）	
なかのはし薬局		平成 27 年 4 月 1 日
管理者	島田貴子（安里生信）	

にじいろ薬局		平成 27 年 4 月 6 日
管理者	屋我嗣明（菅井裕也）	
宝口薬局		平成 27 年 4 月 30 日
法人代表者	大神淳郎（大神甫）	
病院前薬局		平成 27 年 4 月 30 日
法人代表者	大神淳郎（大神甫）	
三原薬局		平成 27 年 4 月 30 日
法人代表者	大神淳郎（大神甫）	
くまのみ薬局		平成 27 年 4 月 30 日
法人代表者	大神淳郎（大神甫）	
ヘルシー：デポ薬局 牧志店		平成 27 年 5 月 1 日
管理者	宇根直子（新里徹）	
さわふじ薬局		平成 27 年 5 月 1 日
法人代表者	小浜涼子（山内靖）	
ライム薬局		平成 27 年 5 月 25 日
管理者	伊佐要一（吉田将司）	
とくりん薬局 赤嶺駅前店		平成 27 年 6 月 1 日
管理者	仲宗根雅恵（牧野唯右）	
ライム薬局		平成 27 年 6 月 20 日
管理者	古見宗也（伊佐要一）	
アイワ薬局 松島店		平成 27 年 7 月 1 日
名称	アイワ薬局 松島店（うるま薬局）	

ひまわり薬局 大道店		平成 27 年 7 月 1 日
管理者	玉村 澄恵（牧瀬 絵里）	

那覇市告示第 220 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
桜薬局	株式会社沖縄ファーマシー	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市銘苅三丁目 22 番 36 号		
久場整形外科	医療法人こがね森会	平成 27 月 3 月 11 日
那覇市泊 2 丁目 6 番地 1		
じゅん薬局	上間 淳子	平成 27 年 3 月 31 日
那覇市首里石嶺町 2 丁目 265 番地 3		

美原ファーマシー	新垣 正次	平成 27 年 4 月 30 日
那覇市三原二丁目 36 番 27 号		
ライム薬局	株式会社アポテック	平成 27 年 5 月 1 日
那覇市安謝一丁目 9 番 27 号		
ライフケアクリニック那覇	長嶺 勝	平成 27 年 5 月 1 日
那覇市久茂地二丁目 2 番 2 号 タイムスビル 6 階		
うえま歯科クリニック	上間 貞博	平成 27 年 6 月 1 日
那覇市おもろまち四丁目 16 番 32 号		
平良外科医院	平良 英順	平成 27 年 6 月 17 日
那覇市繁多川一丁目 1 番 46 号		

那覇市告示第 221 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
ひるぎ薬局 新赤十字前店	平成 27 年 5 月 1 日
那覇市与儀一丁目 18 番 17 号	

那覇市告示第 222 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
介護付有料老人ホーム鏡原偕生園		平成 26 年 6 月 17 日
名称	介護付有料老人ホーム鏡原偕生園 (介護付有料老人ホーム虹の家)	
訪問看護ステーション リカバリー		平成 27 年 4 月 1 日
法人所在地	那覇市字安里 367 番地 5 (那覇市前島二丁目 19 番 13 号)	
ケアプランセンターびたさぼ		平成 27 年 6 月 1 日
名称	ケアプランセンターびたさぼ (ケアプランセンターびたさぼ三原)	
所在地	那覇市字国場 32 番地 (那覇市三原二丁目 1 番 28 号トレンドィーハウス 喜納 1 階)	
管理者	新田 治之 (下 典子)	

那覇市告示第 223 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
ライフケアクリニック那覇 (居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)	平成 27 年 4 月 30 日
那覇市久茂地二丁目 2 番 2 号 タイムスビル 6 階	
桜山荘介護支援センター那覇 (訪問介護、介護予防訪問介護)	平成 27 年 6 月 30 日
那覇市字大道 42 番地 2	
介護センタ寿美果（居宅介護支援）	平成 27 年 6 月 30 日
那覇市首里石嶺町 1 丁目 123 番地 2	
訪問看護ステーションあおぞら (訪問看護、介護予防訪問看護)	平成 27 年 7 月 1 日
那覇市牧志二丁目 16 番 45 号	

那覇市告示第 224 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
南出 知秀	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 5 月 26 日
ひろ治療院	那覇市字寄宮 173 番地 1 前田店舗 1 階	
石嶺 成信	柔道整復	平成 27 年 5 月 26 日
ひろ鍼灸整骨院	那覇市字寄宮 173 番地 1 1 階	

那覇市告示第 225 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
與那嶺 弘		平成 27 年 6 月 1 日
施術所名称	ひろ鍼灸整骨院（ひろ治療院）	
大城 春彦		平成 27 年 6 月 1 日
施術所名称	ひろ鍼灸整骨院（ひろ治療院）	
前多 直人		平成 27 年 6 月 1 日
施術所名称	ひろ鍼灸整骨院（ひろ治療院）	
南出 知秀		平成 27 年 6 月 1 日
施術所名称	ひろ鍼灸整骨院（ひろ治療院）	

那覇市告示第 226 号

平成 27 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止届があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
奥間 洋介	おなが那覇整骨院	平成 27 年 6 月 30 日
	那覇市字仲井真 379 番地 1 レジデンス新垣 110	

公 告

那覇市公告第 152 号
平成 27 年 7 月 3 日
掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約内容
平成 27 年度花壇花卉植栽維持管理業務委託（その 1）、（その 2）、（その 3）
（その 4）
- 2 契約相手方の決定方法又は選定基準
 - 1） 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。
 - 2） 業務の円滑な履行が可能であること。
 - 3） 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。
 - 4） 本市と契約実績があること。または業務の円滑な履行が可能であると認められること。
- 3 申請方法
見積書（新規に申請する団体は業務履行が可能であることを証明する申請書）及び那覇市在住の利用者受入内訳書提出（7 月 24 日（金）まで）
- 4 契約担当課
建設管理部 公園管理課 電話 951－3239

那覇市公告第 178 号

平成 27 年 7 月 21 日

掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成 28 年 4 月 1 日からの那覇市精神障がい者地域生活支援センターの指定管理を行う法人その他団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市精神障がい者地域生活支援センター

(2) 位置 那覇市長田 1 丁目 24 番 27 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第 3 条各号に定めるもののほか、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、センターの管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続をしていないこと。
- (4) 那覇市暴力団排除条例第 2 条第 1 号～第 3 号に掲げる暴力団（員）及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていることと、応募の際に「共同事業体協定書」を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体(グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合)は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人。
- (2) 国税または地方税を滞納している法人
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 選定審査に対して不当な要求等を申し入れた場合
- (7) 選定委員に個別に接触した場合
- (8) この要項の内容を遵守しない場合
- (9) 那覇市暴力団排除条例第2条第1号～第3号に掲げる暴力団(員)及びそれらの利益となる活動を行う者であった場合
- (10) その他、不正な行為があった場合

6 指定申請の方法

申請を希望する団体は、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添付して提出して下さい。提出にあたっては正本1部、副本7部及び電子データ(CDまたはDVDメディア)(各証明書を除く。)の提出をお願いいたします。

- (1) 那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者指定申請書
- (2) 誓約書
- (3) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (4) 定款(又は寄付行為)(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (5) 法人の登記事項に係る証明書(申請前の3カ月以内に発行されたもの)
- (6) 役員の名簿及び履歴書
- (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人の組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
- (8) 法人の決算関係書類(直近3カ年の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれに準ずる書類)
- (9) 直近3年間(平成24年～平成26年)の各納税証明書「法人税」「消費税」「市町村民税」の完納証明書
- (10) その他、具体的事業内容等に関する提案書類(応募書類様式集を参照のこと)

7 募集要項配布期間

平成27年7月24日(金)～9月11日(金)まで

(土・日・祝日及び平日の正午から午後1時を除く)

8 質問書受付及び回答期間

①受付 平成27年8月13日(木)～8月27日(木)まで

(土・日・祝日及び平日の正午から午後1時を除く)

②回答 受付期間終了後、8月31日までに障がい福祉課ホームページにて公開します

9 公募説明会

平成 27 年 8 月 12 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時

説明会及び施設視察へ参加出来なかった場合も、応募は可能です。

10 申請書類の受付

平成27年 9 月 1 日（火）～9 月11日（金）まで

（土・日・祝日及び平日の正午から午後 1 時を除く）

11 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 3 階

福祉部 障がい福祉課 （松田）

電話：098-862-3275（直通） F A X：098-862-0621

那覇市公告第 181 号

平成 27 年 7 月 22 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 202 号

平成 27 年 8 月 3 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 4 月 3 日 第 H25－協議 01－02 号 那覇市指令都建第 701 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
1 工区 那覇市首里大名町一丁目 49 番地 他 17 筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号 平成 27 年 5 月 1 日 那都建第 59 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 4 月 20 日

那覇市公告第 203 号

平成 27 年 8 月 3 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 26 年 8 月 14 日 第 H25-02-01 号 那覇市指令都建第 1860 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市長田二丁目 858 番 他 3 筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市曙二丁目 21 番 27 号
（株）松山産業 代表取締役 伊差川 武
- 5 検査済証番号 平成 27 年 6 月 29 日 那都建第 156 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 5 月 30 日

那覇市公告第 204 号
平成 27 年 8 月 3 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 24 年 1 月 25 日 第 21-023-1 号 沖縄県指令土第 41 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市牧志三丁目 170 番 8 ほか 34 筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区西麻布一丁目 2 番 7 号
株式会社 ケン・コーポレーション 代表取締役 田中健介
- 5 検査済証番号 平成 27 年 6 月 30 日 那都建第 166 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 6 月 3 日

那覇市公告第 205 号

平成 27 年 8 月 3 日

那覇市緑化センター指定管理者募集について

那覇市緑化センター指定管理者募集について、次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 那覇市緑化センター

位 置 那覇市おもろまち3丁目2番1号（新都心公園内）

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市緑化センター指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

4 応募資格

- （1）緑化センターの管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。但し、個人の応募は不可とします。
- （2）造園施工管理技士、造園技能士、園芸装飾技能士、樹木医、グリーンアドバイザーのいずれかの資格を有する者又は同等の知識や経験を有する者が2人以上いることとします。
- （3）税の滞納がないこととします。（直近3ヶ年）
- （4）役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこととします。
- （5）会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこととします。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこととします。
- （7）共同企業体（グループ結成）での応募について
複数の法人若しくは団体が共同企業体により応募する場合は、あらかじめ代表者又は代表となる団体を決定すること。この場合、構成団体間で委任状を作成し協定書を締結するものとします（応募に関する責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負うことになります）。
共同企業体の出資割合は、「代表者又は代表となる団体」の出資割合が総出資額の5割を超えること。

共同企業体の「代表者又は代表となる団体」は上記（１）から（６）を満たし、それ以外の構成団体は上記（３）から（６）を満たすこと。

なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募するなど、複数の応募はできません。

5 申請の方法

（１）提出書類

那覇市緑化センター指定管理者募集要項のとおり。

（２）募集要項等の配布

原則、那覇市のホームページからのダウンロードとしますが、必要な方は下記のとおりに配布します。

- ・配布期間 平成27年8月3日（月）から平成27年10月2日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
- ・配布時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）
- ・配布場所 那覇市 建設管理部 花とみどり課（市役所本庁舎8階）

（３）指定申請書提出場所

- ・那覇市泉崎1丁目1番1号
- ・那覇市 建設管理部 花とみどり課（市役所本庁舎8階）

6 申請を受付けする期間

- （１）受付期間 平成27年8月17日（月）から平成27年10月2日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
- （２）受付時間 午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までの間を除く）

7 説明会の開催

那覇市緑化センター指定管理者の応募方法、提出書類等について、説明会を開催します。参加者は説明会参加申込書をご記入のうえ、FAX又はE-mailのいずれかで提出してください。

- （１）開催日時 平成27年8月14日（金）午後4時から午後5時まで
- （２）開催場所 那覇市緑化センター 講習室

8 募集要項等に関する質問受付

- （１）受付期間 平成27年8月17日（月）から平成27年8月28日（金）まで
- （２）受付方法 FAXかE-mailのいずれかで花とみどり課へ提出

9 問い合わせ先

那覇市 建設管理部 花とみどり課 担当：上原、城間

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番地1号

電話 098-951-3225 FAX 098-951-3226

E-mail b-park001@neo.city.naha.okinawa.jp

那覇市公告第 206 号

平成 27 年 8 月 3 日

指定管理者の指定申請について

平成 28 年 4 月 1 日からの那覇市波の上ビーチ広場の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 那覇市波の上ビーチ広場
位 置 那覇市若狭 1 丁目 25 番（旭ヶ丘公園内）

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

4 応募資格

- （1）那覇市に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- （2）市税の滞納がないこと。
- （3）役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- （4）会社更生法及び民事再生法等による手続き中でないこと。
- （5）暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

5 指定申請の方法

（1）指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 8 階
那覇市建設管理部 公園管理課

（2）提出書類

- ①那覇市指定管理者指定申請書
- ②誓約書
- ③定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- ④法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

- ⑤役員の名簿及び履歴書
- ⑥組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑦指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- ⑧指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ⑨指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のビーチ広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- ⑩納税証明書
 - ア 法人の場合は、直近 3 ヶ年の市税の完納証明書。設立 1 年未満の場合は、代表者の直近 3 ヶ年の市税の完納証明書。
 - イ その他団体の場合は、代表者の直近 3 ヶ年の市税の完納証明書。
- ⑪その他市長が必要と認める書類

（3）指定申請書及び募集要項の配布期間

平成 27 年 8 月 3 日（月）から 10 月 2 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

（4）募集要項等に関する質問受付

平成 27 年 8 月 17 日（月）から 8 月 28 日（金）まで

（5）説明会の開催

那覇市役所 9 階 会議室（901）
平成 27 年 8 月 14 日（金） 午前 10 時から 12 時まで

（6）申請書類の受付期間

平成 27 年 8 月 17 日（月）から 10 月 2 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

（7）提出方法

指定管理者指定申請書（様式 1）のほか、必要書類をご持参ください。
（郵送、FAX による提出はできません。）

6 問い合わせ先

〒900-8585
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 8 階
那覇市建設管理部 公園管理課 平良、大城
TEL 098-951-3239
FAX 098-951-3206

議 会 規 則

那覇市議会規則第 1 号

平成 27 年 7 月 9 日

公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 金 城 徹

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第2条 [略] 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。
(欠席の届出) 第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第91条 [略] 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に届け出ることができる。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第4号

平成 27 年 8 月 3 日

那覇市消防庁舎管理規程を新規制定する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 徳 元 律 夫

那覇市消防庁舎管理規程

平成27年8月3日

消防局訓令第4号

（目的）

第1条 この訓令は、那覇市庁舎管理規則（昭和50年那覇市規則第40号。以下「管理規則」という。）に定めるもののほか、消防庁舎の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、用語の定義はそれぞれ次のとおりとする。

- （1）消防庁舎 消防の事務又は事業の用に供する建物、土地その他の設備
- （2）庁舎管理者 消防局長

（事務委任）

第3条 庁舎管理者は、管理規則別表に定める区分に応じ、次の者に事務を委任する。

- （1）消防局庁舎 消防局総務課長
- （2）西消防署庁舎 西消防署長
- （3）消防出張所庁舎 出張所長

2 前項第1号の規定に関わらず、消防局庁舎の1階部分、3階部分及び訓練塔部分については、中央消防署長とする。

（消防庁舎の利用）

第4条 管理規則第8条第1項各号に定める行為をしようとする者は、あらかじめ前条の規定により、庁舎管理者から事務委任を受けた者（以下「事務委任者」という。）に消防庁舎使用許可申請書（第1号様式）を提出し、許可を受けなければならない。

（庁舎損傷等の届出）

第5条 消防庁舎を損傷し、又は著しく汚損した者は、直ちにその旨を事務委任者に届け出なければならない。

2 消防局各課長及び消防署長は、消防庁舎の修繕が必要な場合は、消防庁舎修繕等依頼書（第2号様式）により、消防局総務課長に修繕の依頼をするものとする。

（受付勤務）

第6条 消防職員は、消防庁舎の管理上、受付場所で交代して受付勤務を行うものと

する。ただし、出勤、業務等がある場合は、この限りでない。

- 2 受付勤務者は、消防局庁舎出入受付簿（第3号様式）により、消防庁舎に立ち入る者に対し氏名、用務等を求めることができる。

（鍵の保管）

第7条 出入り口等の鍵は、事務委任者が定めた場所に保管する。

（補則）

第8条 この訓令に定めるもののほか、消防庁舎の管理に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成27年8月3日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

消防庁舎使用許可申請書

平成 年 月 日

様

申請者 _____

担当者 _____

内 線 _____

庁舎使用について下記のとおり申請します。
記

使 用 目 的
使 用 場 所
使 用 期 間 平成 年 月 日（ ） ～ 月 日（ ） （ 時 分 ～ 時 分） 時間
そ の 他（使用者又は参加人数など） 参加者： 名 使用機材：

平成 年 月 日

以上のとおり許可する。

消防庁舎管理者

公 印	■決裁欄 許可してよろしいか。	課 長 （署長/所長）	係 長	係 員
省 略				

第2号様式（第5条関係）

消防庁舎修繕等依頼書

平成 年 月 日	
消防局総務課長 様	
課長・署長 (公印省略)	
那覇市消防庁舎管理規程第5条第2項の規定により、下記のとおり依頼します。	
署 所 名 ・ 課 名	
報告者階級氏名	
修 繕 箇 所	
修繕内容	

消防局庁舎出入受付簿 平成 年

[illegible]

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 9 号

平 成 2 7 年 7 月 1 6 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
437	株式会社 あおぞら産業	那覇市松島一丁目 23 番 11 号	比嘉 弘典	平成 27 年 7 月 13 日